



2025 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 Synspective

代 表 者 名 代表取締役 CEO

新 井 元 行

(コード番号：290A 東証グロース)

問 合 せ 先 取締役管理部

志 藤 篤

ゼネラルマネージャー

(ir@synspective.com)

第三者割当による行使価額修正条項付第5回新株予約権 (停止指定条項付) の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 28 日（以下「発行決議日」という。）開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2025 年 8 月 13 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	195,230 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき金 530 円（総額 103,471,900 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：19,523,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 736 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 19,523,000 株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	24,028,669,900 円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,226 円 行使価額は、2025 年 8 月 15 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。ただし、かかる算出の結果、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」という。）に対して、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。
--	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことを目指し、衛星コンステレーション（複数の人工衛星を連携させて一体的に運用するシステム）とデータ解析技術を用いた衛星データ事業を展開しております。人々の生活とそれを支える経済は、地球規模での災害や紛争、気候変動等の、さまざまなリスクに脅かされており、人類が自然環境や次世代を思いやりながら安心して生きていくには、それらリスクを定量的に可視化し、理解することが重要だと考えます。そのためには、地球規模での均質性、定常性、広域性、公正性を備えたデータを、高頻度で取得する必要があります。

当社はこのミッションを実現するため、地球を恒常的に俯瞰する自社 SAR 衛星（マイクロ波を使って地表面を観測する衛星）「StriX」のコンステレーションの衛星機数を増やし、継続的なデータ販売で堅実に収益を積み上げつつ、SAR 衛星が強みを持ち、かつ社会的関心度も高い自然災害・安全保障・環境リスクを軸にソリューションのラインナップを拡大し、新規衛星データ市場を開拓してまいります。

当社の属する世界の SAR 市場は、需要の増加や技術の進歩により成長しており、2023 年から 2030 年までに防衛分野においては年率 10.8%、研究・商用利用においては年率 12.2%の成長が予想されており、2030 年までに推定 1.89 兆円規模の市場になると見込まれています（注 1）。これは SAR 衛星だけでなく、航空機、UAV 等の市場も含むものですが、基本的に全天候で広範囲の撮像が可能な SAR は情報収集・警戒監視・偵察等の防衛用途に広く使用されており、SAR 技術の進化に伴い、防衛・情報機関の SAR 利用は今後も継続的に拡大し続けることが予想されています。また、従来の防衛・政府利用にとどまらず、環境モニタリングや災害対応、農業、林業、インフラ管理等、さまざまな商業分野での需要の高まりが SAR 市場の成長を後押しすると予想されます。

また国内においても、『防衛省の令和 7 年度宇宙関連概算要求』において、令和 5 年度から令和 9 年度までの宇宙関連予算をこれまでの 3 倍以上に増強することが示されています（注 2）。さらに、宇宙業界において 10 年で 1 兆円という長期かつ大規模な支援となる「宇宙戦略基金」が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置され、2024 年度からスタートした第 1 期の交付決定が順次なされたほか、続く第 2 期の公募情報が公開されております（注 3）。加えて、防衛省の衛星コンステレーション構築プログラムにおいて、2025 年 3 月に国会での予算の可決を受けて 2,832 億円の衛星コンステレーションからの画像取得予算が確定する（注 4）等、宇宙関連企業への政府による支援（注 5）が加速している状況です。当該衛星コンステレーションからの画像取得予算については、国産衛星に限定することを含め防衛省の方針が公開されたことにより（注 6）、将来の売上の見通しがより明確化したと考えております。

こうした市場環境のもと、このような機会を活かすためには、当初より計画していた 2028 年以降の 30 機以上のコンステレーションの実現が必要となります。

この文書は、当社の第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

中長期の成長戦略としては、当面の堅実な日本政府のデータ需要を起点に、衛星数を増やしていくとともに、その運用における安定性と生産性を高めて海外展開を進め、さらにはソリューション展開を進めて高収益化を目指していきます。海外展開については、当社シンガポール拠点に続いて 2025 年 3 月には世界最大の宇宙関連市場である米国に拠点を設立しましたが、これら拠点及びパートナー提携を活用して、海外政府へのデータ販売を拡大していく計画です。

ソリューションについては、1 時間以内にデータと解析結果を提供できるサービスの販売体制を整えていきます。

このように、成長戦略の実現及び政府からの強い需要に応えていくためには、現状の衛星 4 機の運用から早急に運用機数を拡充する必要があります。現在は製造能力の拡張を見据えて、生産現場の環境整備及び衛星の数が増加した際の安定的な品質確保に向けた管理体制の強化を進めているほか、それを支える技能者の育成環境の整備等も進めています。

まずは来期目標の年産 12 機体制の構築に向けて、2025 年 6 月末現在では 23 号機までの部材発注を開始しており、既に 12 号機まで製造に着手しています。当期は下期に 2 機の打上げを予定していますが、当社が掲げる 30 機のコンステレーションを構築する目標の実現に向けて、必要な人員の採用・教育、製造体制の整備、パートナー企業との連携、ロケットの打上げ企業とのコミュニケーション等を進めている状況です。

上記のような事業状況において、2024 年度における売上高は、2,316,649 千円（前連結会計年度比 67.1%増）、営業損失は 3,070,206 千円（前連結会計年度は 1,795,927 千円の損失）、経常損失は 3,594,948 千円（前連結会計年度は 1,951,232 千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は 3,592,954 千円（前連結会計年度は 1,520,458 千円の損失）となっております。

また、2024 年度における営業活動に使用した資金は 1,798,097 千円（前連結会計年度は 2,221,564 千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失 3,586,493 千円（前年同期は税金等調整前当期純損失 1,505,008 千円）、減価償却費 1,097,476 千円（前年同期は減価償却費 115,259 千円）、株式報酬費用 437,930 千円、上場関連費用 383,560 千円（前年同期は上場関連費用 6,988 千円）によるものです。

当社は 2024 年 12 月の東京証券取引所グロース市場への上場を通じて約 104 億円の資金調達を実施し、また 2025 年 6 月末時点で約 111 億円の現預金を保有しておりますが、2028 年以降の実現を目指す 30 機の衛星コンステレーションの構築のための全ての資金は確保できていない状況であり、本新株予約権の発行を決議いたしました。

なお、2024 年 12 月の上場時の資金調達、未実行の融資及び政府からの補助金収入等により 2026 年末までに打上げを予定している衛星に係る製造・打上げ資金は確保できておりますが、2027 年以降の打上げに係る製造・打上げ資金、2027 年までの運転資金の一部については確保できていない状況であり、また補助金収入は対象となる支出が先行して発生し、その収入時期は一部 2027 年以降になる可能性があり不確実であります。また、衛星の打上げのためにはその約 2 年前から部材発注を開始する必要があるため、それら費用の支払いが先行して発生するため、30 機のコンステレーション構築の実現に向けて、このタイミングでのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が必要であると判断しました。これにより、事業から創出される収益の充実に加えて、本資金調達・本調達によって自己資本を厚くすることで可能となる新規融資を行うことにより、2027 年末までを目処とした製造・打上げ資金及び運転資金が確保できる見通しです。

今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

（注 1）Global Market Insights, “Synthetic Aperture Radar (SAR) Market Report, 2024-2032”（2023 年 5 月）。出所に記載がある市場規模元データを 1 ドル＝150.0 円として換算。市場規模には衛星、航空機、UAV の市場規模を含む。ただし、記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社グループ内で適切な検討を経たものであるが、その予測統計モデルは、複数の予測手法と重要性による加重を組み合わせて設計されており、その達成を保証するものではありません。

（注 2）防衛省の令和 7 年度宇宙関連概算要求（P. 1）：

<https://www8.cao.go.jp/space/committee/dai114/siryou2-9.pdf>

この文書は、当社の第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

*令和7年度(2025年度)以降は概算要求額

(注3) 宇宙戦略基金とは、産学官の結節点として宇宙航空研究開発機構(JAXA)に設置した基金(総額1兆円)を活用し、スタートアップをはじめとする民間企業・大学等が複数年度(最大10年間)にわたって大胆に研究開発に取り組めるよう支援を行うものです。令和5年補正予算にて第1期(約3,000億円)が措置されました。なお令和6年度補正予算として第2期(約3,000億)の概要が公表され、今後4,000億の予算化が期待されます。

<https://fund.jaxa.jp/>

(注4) 2025年4月8日公表の「防衛省衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する実施方針」より。
2025年7月8日には「衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する入札公告」が公表されています。

(注5) 足元では、2025年7月上旬に防衛省情報本部より画像取得に関する公告が公表されており、当社は入札への参加を検討しています。入札は本新株予約権の割当日までの期間に予定されていますが、仮に落札した場合でも、2025年12月期連結業績予想への影響は軽微となる見込みです。

(注6) 2025年5月20日公表の防衛省「衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する実施方針に対する質問回答」より。

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は19,523,000株です。
- ・ 本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が停止指定(下記②に定義する。以下同じ。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初1,226円(発行決議日の直前取引日の東証終値)ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の92%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限(下限行使価額)は736円(発行決議日の直前取引日の東証終値の60%の水準)であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌々取引日以降約3年間(2025年8月15日から2028年8月10日まで)であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②及び③の内容について合意する予定です。

② 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)として、2025年8月15日から2028年7月10日までの間の任意の期間を指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定を行う場合には、当社は、2025年8月13日から2028年7月6日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプ

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

レスリリースにて開示いたします。

③ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・ 割当予定先は、(i)2025年8月15日以降、2028年7月10日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、(ii)2028年7月11日以降2028年7月20日までの期間、(iii)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、(iv)当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は(v)当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当予定先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権を全て取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。また、当社の資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能な手法であるかどうかとともに、資本政策の柔軟性が確保されていることも手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

① 約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 今般の資金調達における調達資金の支出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が19,523,000株（発行決議日現在の発行済株式数111,565,050株の17.50%）であり、一定の希薄化が生じるものの、最大の希薄化率は一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。
- ・ 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社普通株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 一定の水準の下限行使価額が設定されていること

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

- ・ 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得する

この文書は、当社の第5回本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ことができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は736円（発行決議日の直前取引日の東証終値の60%の水準）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の一部又は全部ができない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の普通株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

（他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴）

- ⑨ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。なお、当社においては、必要な資金を調達するには負債となる資金調達も一定程度は必要であると考えており、設備投資資金・運転資金の調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約を締結しております。この契約に基づく2025年3月末時点の借入未実行残高は8,932百万円であります。

本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社普通株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
24,038,669,900	10,000,000	24,028,669,900

- （注）1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額24,028,669,900円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①小型 SAR 衛星の製造・打上げ及び関連する設備投資資金	16,248	2025 年 8 月～2028 年 8 月
②小型 SAR 衛星及びソリューションに係る運転資金（人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料）	7,780	2025 年 8 月～2028 年 8 月
合計	24,028	—

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、自己資金又は借入等も活用して、可能な限り上記の方針に沿った事業活動を展開する予定であります。なお、本新株予約権の行使期間における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記の方針に沿って事業を展開する上で適切な配分等を勘案しそれぞれの投資に充当していく予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。なお、資金使途の変更があった場合には速やかに開示する予定であります。

上記各資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

① 小型 SAR 衛星の製造・打上げ及び関連する設備投資資金について

SAR 衛星データ市場は、安全保障や防災に関わる世界需要の大きさに対して、供給量に制約があり寡占傾向が強いことが特徴と認識しています。この世界的な需要に応えるために、早期の衛星の量産体制の構築・運用機数の増加が当面の重要課題となります。

当社は、これまで衛星 6 機の製造・打上げを行い、既に最初の実証機 2 機は運用が終了しておりますが、基本的には年間 1 機から 2 機ずつの製造を行ってまいりました。現在は多数機のコンステレーションを構築するため、小型 SAR 衛星を年間最大 12 機程度同時に生産できる量産体制の構築を進めており、設計寿命が 5 年である点も踏まえながら、今後段階的に量産体制による製造を拡大する予定です。量産を実現するために、必要な人員の採用・教育、製造体制の整備、パートナー企業との連携を進めてまいります。

衛星の製造・打上げの支払いは売上に先行して発生するため、その先行資金の確保が必要となります。2024 年 12 月の上場時の資金調達、未実行の融資及び政府からの補助金収入等の既存の資金に加えて、本資金調達及び今後の新規融資により、目標とする 30 機分の製造・打上げ資金及び運転資金の確保が可能となります。なお、衛星 1 機あたりの製造費用は約 11-14 億円、打上げ 1 回あたりの費用は当社専用機で約 11 億円、相乗機で約 3 億円であり相乗機の利用も一定程度見込んでおります。加えて、衛星製造に関連する試験機等の導入のため約 5 億円の設備投資を見込んでおります。これらの小型 SAR 衛星の製造・打上げ及び関連する設備投資等を目的として 16,248 百万円を充当する予定であります。

② 小型 SAR 衛星及びソリューションに係る運転資金（人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料）について

当社事業を継続的に発展させるためには、小型 SAR 衛星及びソリューションに係る専門性の高いエンジニアや営業人材の採用及び教育、パートナー企業との連携が重要であると認識しております。そのため人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料の運転資金として、7,780 百万円を充当する予定であります。

この文書は、当社の第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間（3年）、権利行使価格（1,226円）、当社普通株式の株価（1,226円）、株価変動性（81.07%）、配当利回り（0%）及び無リスク利子率（0.902%）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記③の場合を除き評価に織り込まないこと、②割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限る。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③株価が下限行使価額を5取引日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個あたりの払込金額を、当該評価額と同額となる金530円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名全員（全て社外監査役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) ブルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っていないものでないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのようなブルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) ブルータス・コンサルティングから当社実務担当者への具体的な説明が行われた上で当社実務担当者から監査役にも共有がなされ、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から取締役会になされており、また、本新株予約権の発行の適法性に関する法律意見書を当社法律顧問から受領していること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大19,523,000株（議決権195,230個相当）であり、発行決議日現在の当社発行済株式数111,565,050株（2025年6月30日現在の総議決権数1,115,277個）に対して占める割合は最大17.50%（当社議決権総数に対し最大17.51%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じるものと認識し

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ております。

しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権の発行により、過度の希薄化を招かない範囲で今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 19,523,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 か月間における 1 日あたり平均出来高は 2,788,992 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により交付され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (2025 年 3 月 31 日現在)

① 商 号	野村證券株式会社
② 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 奥田 健太郎
④ 事 業 内 容	金融商品取引業
⑤ 資 本 金 の 額	10,000 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	2001 年 5 月 7 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	201,410 株
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	3 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	13,908 名 (単体)
⑩ 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、農林中央金庫
⑫ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
⑬ 当 社 と の 関 係 等	
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社普通株式の数：676,900 株 (2025 年 6 月 30 日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：－
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

この文書は、当社の第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）				
決 算 期	2023 年 3 月 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期	
純 資 産	585,287	603,102	646,374	
総 資 産	14,373,239	17,078,938	15,605,710	
1 株 当 たり 純 資 産（円）	2,905,948.96	2,994,401.59	3,209,244.04	
営 業 収 益	587,186	770,387	882,428	
営 業 利 益	44,349	148,901	214,623	
経 常 利 益	44,331	148,771	214,539	
当 期 純 利 益	33,557	104,306	146,519	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円）	166,611.84	517,881.27	727,468.60	
1 株 当 たり 配 当 金（円）	166,600	766,050	603,300	

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出を要しません。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 （3）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

（3）割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社の2025年7月1日付第24期決算公告における2025年3月31日時点の貸借対照表により、同社が本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に係る払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：1,931,106百万円、流動資産計：15,590,367百万円）を保有していることを確認しております。

（5）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主である新井元行は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は使用しません。

なお、新井元行は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当予定先へ貸株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当予定先へ通知しております。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」②及び③に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値（ただし、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整される。）以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終 2 か月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせません。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2025 年 6 月 30 日現在）	
三菱電機株式会社	11.21%
ヒューリック株式会社	9.94%
新井 元行	8.08%
スペース・エースタート 1 号投資事業有限責任組合	7.72%
清水建設株式会社	6.23%
S P エースタート 1 号投資事業有限責任組合	5.80%
白坂 成功	4.03%
日本グロースキャピタル投資法人	2.88%
森トラスト株式会社	2.15%
特定金外信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	1.81%

(注) 1. 割当予定先である野村證券株式会社は、今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 持株比率は発行済株式総数（2025 年 6 月 30 日現在）に対する各株主の所有株式数の比率を、小数点第 3 位を四

この文書は、当社の第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

捨五入して表示しております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

（単位：千円。特記しているものを除く。）

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
売上高	492,413	1,386,283	2,316,649
営業損失（△）	△4,290,931	△1,795,927	△3,070,206
経常損失（△）	△4,340,711	△1,951,232	△3,594,948
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△6,272,235	△1,520,458	△3,592,954
1 株当たり当期純損失（△）（円）	△88.42	△20.60	△42.78
1 株当たり配当額（円）	—	—	—
1 株当たり純資産額（円）	△179.97	△193.87	179.54

（注）当社は、2024 年 6 月 24 日付で普通株式 1 株につき 150 株の割合で株式分割を行っております。2022 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純損失及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025 年 7 月 28 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	111,565,050 株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	11,046,750 株	9.9%

（注）上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものであります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
始 値	—	—	736 円
高 値	—	—	740 円
安 値	—	—	531 円
終 値	—	—	545 円

（注）当社は 2024 年 12 月 19 日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

この文書は、当社の第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

	2025年2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	739 円	717 円	766 円	1,210 円	1,499 円	1,013 円
高 値	968 円	813 円	1,419 円	1,815 円	1,944 円	1,311 円
安 値	677 円	600 円	725 円	1,035 円	917 円	1,001 円
終 値	702 円	765 円	1,221 円	1,502 円	1,013 円	1,226 円

(注) 2025年7月の株価については、2025年7月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年7月25日
始 値	1,275 円
高 値	1,293 円
安 値	1,221 円
終 値	1,226 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	2024年12月18日
調 達 資 金 の 額	9,068 百万円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1 株につき 444 円
募集時における発行済株式総数	86,944,950 株
当該募集による発行株式数	21,304,200 株
募集後における発行済株式総数	108,249,150 株
発行時における当初の資金使途	① 衛星の開発・製造及び関連する設備投資 ② 人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料の運転資金
発行時における支出予定時期	① 2025年12月期に5,737.0百万円、2026年12月期に3,087.2百万円、2027年12月期に289.9百万円 ② 2025年12月期に595.4百万円、2026年12月期に325.1百万円、2027年12月期に453.3百万円
現時点における充当状況	2025年12月期、2026年12月期及び2027年12月期において予定どおり充当見込みであります。 2025年12月期第2四半期での充当状況としては、①については3,204.1百万円、②については297.7百万円を充当済みであります。

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払 込 期 日	2025年1月17日
調 達 資 金 の 額	1,418 百万円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1 株につき 444 円
募集時における発行済株式総数	108,249,150 株
当該募集による発行株式数	3,195,600 株
募集後における発行済株式総数	111,444,750 株
割 当 先	野村證券株式会社
発行時における当初の資金使途	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
発行時における支出予定時期	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

現時点における充当状況	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
-------------	-------------------------------

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社 Synspective 第 5 回新株予約権発行要項

株式会社 Synspective 第 5 回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 195,230 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 19,523,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、100 株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 6 項の規定に従って行使価額（第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 6 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 6 項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に通知する。ただし、第 6 項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 行使価額は、当初 1,226 円とする。ただし、行使価額は、第 5 項又は第 6 項に従い、修正又は調整されることがある。
5. 行使価額の修正 (1) 2025 年 8 月 15 日以降、第 14 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の株式会社東京証券

この文書は、当社の第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が736円（ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。また、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする株式報酬制度（以下「株式報酬制度」という。）に基づき交付される場合には、当該交付の結果、(i) 本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ii) 本新株予約権の発行後において当社及び当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とするストックオプション制度（以下「ストックオプション制度」という。）に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号③において同じ。）の1%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、上記規定又は本号③の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の交付又は発行も考慮される。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「**当社普通株主**」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、ストックオプション制度に基づき発行される場合には、当該発行の結果、(i)本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ii)本新株予約権の発行後においてストックオプション制度に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数の1%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、上記規定又は本号①の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の発行又は交付も考慮される。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基

づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第5項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間 2025年8月15日から2028年8月10日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の取得条項 (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するもの

とする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下「**組織再編行為**」という。）につき当社株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

10. 各新株予約権 本新株予約権 1 個あたり 530 円

の 払 込 金 額

11. 新 株 予 約 権 103, 471, 900 円とする。

の 払 込 総 額

12. 新 株 予 約 権 の 2025 年 8 月 13 日

割 当 日

13. 新 株 予 約 権 の 2025 年 8 月 13 日

払 込 期 日

14. 新 株 予 約 権 の (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第 2 条第 4 項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。

行 使 請 求 及 び
払 込 み の 方 法

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 18 項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。

(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

15. 新 株 予 約 権 の 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

行 使 の 条 件

16. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構（以下「**機構**」という。）

17. 新 株 予 約 権 の 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

行 使 請 求 受 付 場 所

18. 新 株 予 約 権 の 株式会社みずほ銀行 八重洲口支店

行 使 に 関 する

払 込 取 扱 場 所

19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第 17 項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
(2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 2 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- 取 扱 い
21. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割り当てる。
22. 申 込 期 間 2025 年 8 月 13 日
23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 10 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 4 項記載のとおりとした。
24. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。